

### 3 電柱、街灯を利用するもの

設置箇所及び取り付けの高さについては、周囲の広告物等との空間的な連続性を持たせる。



### 4 アーチ、アーケードを利用するもの

①商店街等のアーケードを利用するものについては、活気ある雰囲気を醸しだしつつ周囲の広告物等とデザインを揃えるなど、連続性を持たせる。

②量を整理し、すっきりと見せる工夫をする。



### 5 垣、塀を利用するもの

①垣、塀と一体感を持たせるよう工夫する。

②必要最小限の情報量、大きさにするとともに、集合化について工夫する。



### 6 その他の広告物等

①周囲の景観に配慮した大きさや高さにする。

②通りを利用する人にとって違和感や圧迫感のないデザインとする。



## 適用の除外

周辺地域の広告景観との調和を図るため、この指針を適用することが適当でないと市長が認める広告物等については、当該指針は適用しない。

加古川市 都市計画部 都市計画課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000

TEL(079)427-9269 FAX(079)422-8192

E-mail tokei@city.kakogawa.lg.jp

URL <http://www.city.kakogawa.lg.jp>